

埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所の指定管理者について

1 指定管理者

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地
理事長 平塚 正敏

2 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

3 選定理由（随意指定）

県立障害者歯科診療所は社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が経営する障害者施設の中にあり、本体施設と一体的に管理運営することが不可欠である。

埼玉県社会福祉事業団は、障害者歯科について経験豊富な歯科医師を配置し、笑気吸入鎮静法、静脈内鎮静法、全身麻酔法など多様な手法を用いて利用者一人一人に対応した治療を行う体制を備えている。

4 事業計画概要

（1）指定管理業務を行うに当たっての基本方針

障害者の福祉の増進を図るため、障害者歯科診療事業に取り組むとともに、地域社会の一員として地域における障害児・者の歯科治療の充実及び口腔機能の向上に努める。

（2）管理執行体制

障害者支援に対する熱意と専門性・経験を備えた職員を適正かつ効率的に配置することにより、安心・安全で十分な歯科診療サービスを行う。

東京医科歯科大学との綿密な協力関係により、大学病院などで障害者歯科について十分なトレーニングを積んだ経験豊富な歯科医師を確保している。

研修への参加や職場内研修を実施することにより職員の資質向上を図る。

（3）施設・設備の維持管理

利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施する。また、職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要がある時には速やかに対応する。

（4）サービスの質を確保・向上させるための方策

○ 障害者歯科について経験豊富な歯科医師により、心理トレーニングを用いた治療、笑気吸入鎮静法、静脈内鎮静法、全身麻酔法など多様な手法を用いて利用者一人一人に相応した安心・安全な治療を行う。

○ 埼玉県障害者歯科診療における拠点施設としての役割

・ 地域の保健所や保健センター、市役所・役場の障害者福祉担当などの行政

機関や郡市歯科医師会と連携し、障害者歯科の相談に対応する。

- ・ 県歯科医師会や郡市歯科医師会からの研修依頼に協力し、地域の歯科医師の障害者歯科治療に対する知識、技術の向上に努める。
- ・ 障害者の歯科治療とともに、利用者からのニーズが高まっている摂食機能療法にも積極的に取り組む。

(5) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

「個人情報保護に関する法律」及び「埼玉県個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、「個人情報保護に関する方針」、「個人情報保護規程」を定めている。

この方針・規程に基づき、個人情報保護に対する管理体制を整備し、「個人情報取扱事業者」として個人の権利利益を保護するとともに、事業の適正かつ円滑な運営を図る。

(6) 危機管理に対する方針

○ 危機管理体制の確立

危機の回避及び危機発生時における迅速な初動体制の確立、総合的かつ的確な対応を実施するために「危機管理要綱」を制定。

○ 災害・事故防止

安全点検に関する要領等を定め事故防止を図るとともに、ヒヤリハット事例の分析、情報の共有化を図る。また、安全チェック票により施設内の安全点検を強化していく。

5 施設の概要

- (1) 設 置： 埼玉県
- (2) 開設年月日： 昭和63年10月
- (3) 施設種別： 診療所（根拠法令：医療法第1条の5第2項）
- (4) 所在地： 草加市柿木町1215番地1
- (5) 建物面積： 170.45㎡